

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付 することができないとき。	1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 2 見積を徴した事業者の概要 3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 令和8年2月2日に岐阜保健所棟のトイレが使用できなくなり、2月20日に下水パイプ、下水タンクの汚泥、吸引を行い、その後、下水タンク内等の状況を確認した結果、原因はポンプの故障により、下水タンク汚水・汚泥を下水管へ排出することができず、全館の排水管等が汚水、汚泥で閉塞していたことが判明した。 現在も、下水タンクに汚水が流入する状況が続いており、緊急のポンプ取替工事施工前に下水タンクの汚泥を排出する必要がある。 当該業務は、汚水ポンプ取替工事の前提であり、工事施工の決定日から工事施工日までが短いことから、見積合せをしていたのでは、契約手続等に日数を要して、工事施工に支障をきたすため。 4 特定の者を選定した理由 当該業務は、汚水ポンプ取替工事の施工と関連しており、工事請負者の株式会社美装モリタ商会と業務上において提携し、緊急かつ確実に履行できる者は、有限会社モアテックのみである。